

柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

①柔道整復師の施術を受けるとき

健康保険が使える場合

- 骨折 ●脱臼 ●打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

施術を受けるときの注意

- 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず、全額自己負担になります。
- 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。

②医師が必要と認めた、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術を受けるとき

健康保険の対象となる疾患や症状

- はり、きゅう
 - ・神経痛 ・リウマチ ・けいわん頸腕症候群
 - ・五十肩 ・腰痛症 ・けいつい頸椎捻挫後遺症
 - ・その他慢性的なとうつう疼痛を主症とする疾患

●あん摩・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例



施術を受けるときの注意

- 保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。
- 単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず、全額自己負担となります。
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり、きゅう施術を受けても保険の対象にはなりません。

**柔道整復等の施術を受けられたときは、医療費控除の対象となります。
必ず領収書を受け取りましょう。**